



# 寒川町北部地区の土地利用検討に伴う 意向調査のお願い



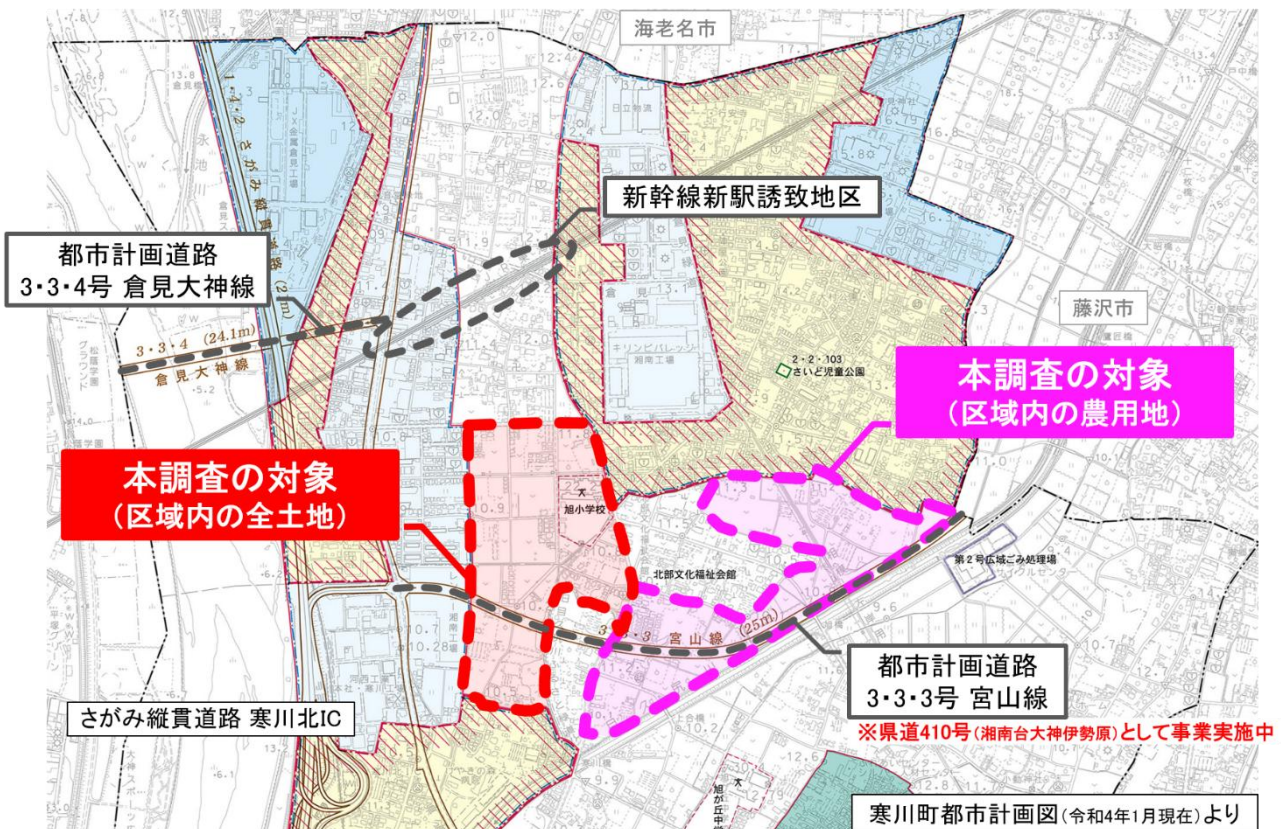
## 1. 北部地区周辺の状況

現在、寒川町と藤沢市を結ぶ「都市計画道路 3・3・3号 宮山線」を神奈川県が整備しており、さらには寒川町と平塚市を結ぶ「都市計画道路 3・3・4号 倉見大神線」についても、神奈川県による整備が平塚市側で一部進められています。

また、東海道新幹線新駅について、寒川町倉見地区への誘致に取り組んでいます。

## 2. 今回の調査区域

北部地区に係る土地利用検討に先駆けて、「ツインシティ倉見地区面整備検討区域」の一部に加え「都市計画道路 3・3・3号 宮山線沿線」を含む一部の区域（赤色、ピンク色の区域）を対象として、現時点のご意向をお伺いさせていただきます。



※封筒の宛名書きに使用した住所、氏名等の情報は、

令和8年1月時点の登記簿謄本（全部事項証明書）の情報を基に作成しています。

### 3. 調査の趣旨等

現在、神奈川県が整備をしている「都市計画道路 3・3・3 号 宮山線」などにより、寒川町の特に北部地区では、大規模な土地利用転換が予測され、これら周辺の土地利用について、改めて皆さまと一緒に検討していく必要があると捉えております。

今後皆さまと一緒に検討を進めるため、まずは土地所有者等の皆さまに、「現時点のご意向」をお伺いさせていただき、ご意向を参考に「土地利用の構想案」を検討してまいります。

いただいたご意見は、集計後、町のホームページ等にて公開を予定しています。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ・本調査で得られた回答は、寒川町北部地区の土地利用検討にのみ使用します。
- ・公表にあたっては、匿名化し、氏名等の個人が特定される情報は掲載しません。



※状況の詳細は町HPをご確認ください。 →

#### ◇ご回答の期限

**令和 8 年 5 月 15 日（金） まで** に、ご回答をお願いいたします。

#### 郵送（紙）による回答

→ 返信用封筒を使用

- ① 「回答用紙（別紙）」に記入
- ② 「返信用封筒」に同封
- ③ ポストへ投函



※消印有効

#### パソコンによる回答

→ 電子申請システムを使用

- ① 寒川町 HP にアクセス
- ② ID 検索
- ③ 電子申請システムで回答



#### スマートフォンによる回答

→ 電子申請システム使用

- ① 二次元コードを読み取る
- ② 電子申請システムで回答



#### ◇お問い合わせ先

担当：寒川町役場 都市建設部 都市計画課 都市計画・開発指導担当  
電話 0467 - 37 - 5409

## 1. 「あなた」について

### ○ お名前 を教えてください

個人の方

法人の方

### ○ 年齢（年代） を教えてください

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1. 10歳代   | 2. 20歳代 |
| 3. 30歳代   | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代   | 6. 60歳代 |
| 7. 70歳代以上 |         |

## 2. 「営農状況など」について ～農地関係～

### ○ ご自身の職業 を教えてください

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 専業農家     | 2. 第1種兼業農家 |
| 3. 第2種兼業農家  | 4. 会社員・公務員 |
| 5. 農業以外の自営業 |            |
| 6. その他 ( )  |            |

( 参考：用語 )

第1種兼業農家：農業所得を主とする農家

第2種兼業農家：農外（兼業）所得を主とする農家

} 世帯員が自家の農業以外の仕事から  
収入を得ている農家



#### 4. 「市街化区域への編入に対する考え」について ～非農地関係～

○ 市街化区域への編入に対する現在の考え を教えてください

1. 市街化区域への編入に賛同する
2. 賛同する／賛同しないは条件次第である
3. 市街化区域への編入に賛同しない
4. その他 ( )

## ※ 用語解説 ※

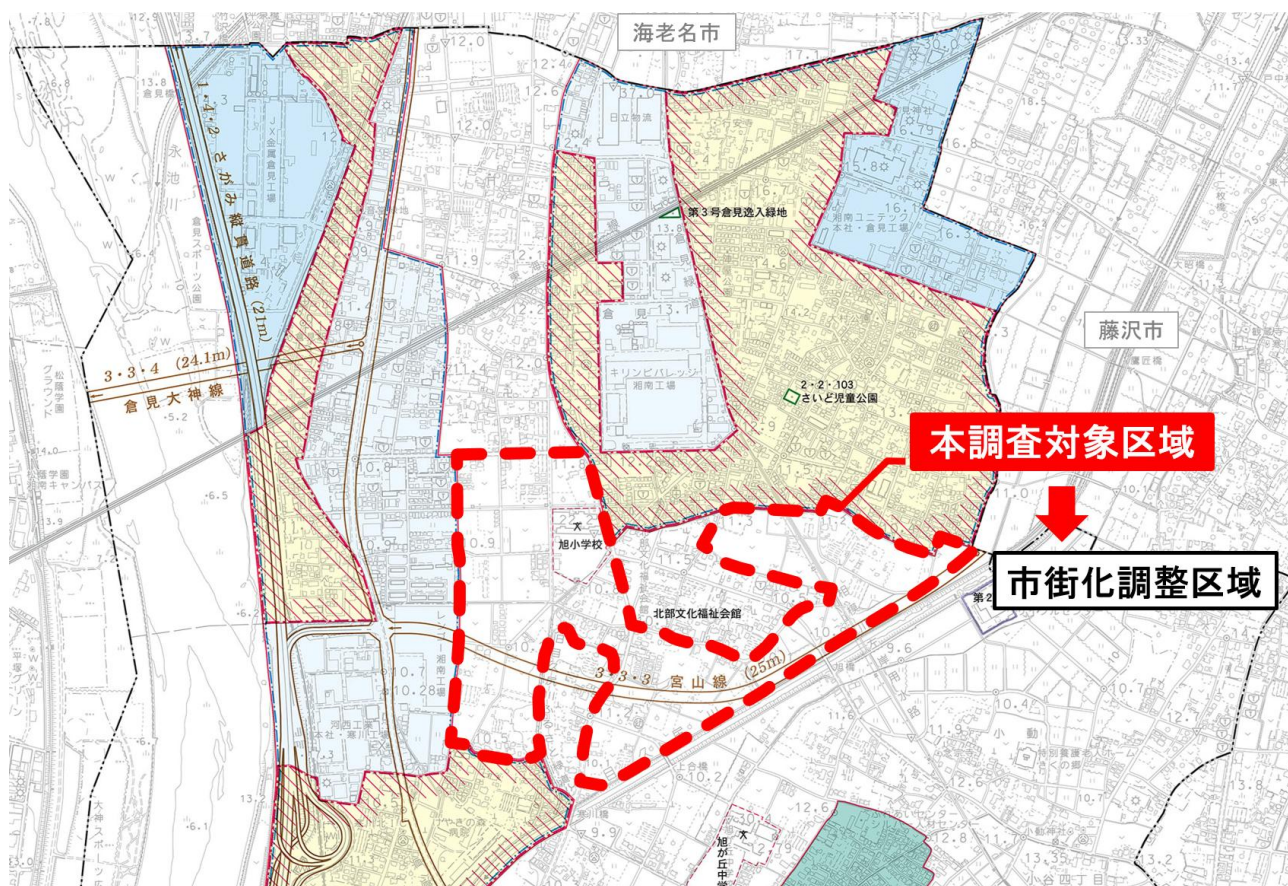
### 市街化区域とは (都市計画法第7条第2項)

「すでに市街地を形成している区域」及び「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと

### 市街化調整区域とは (都市計画法第7条第3項)

「市街化を抑制すべき区域」のこと

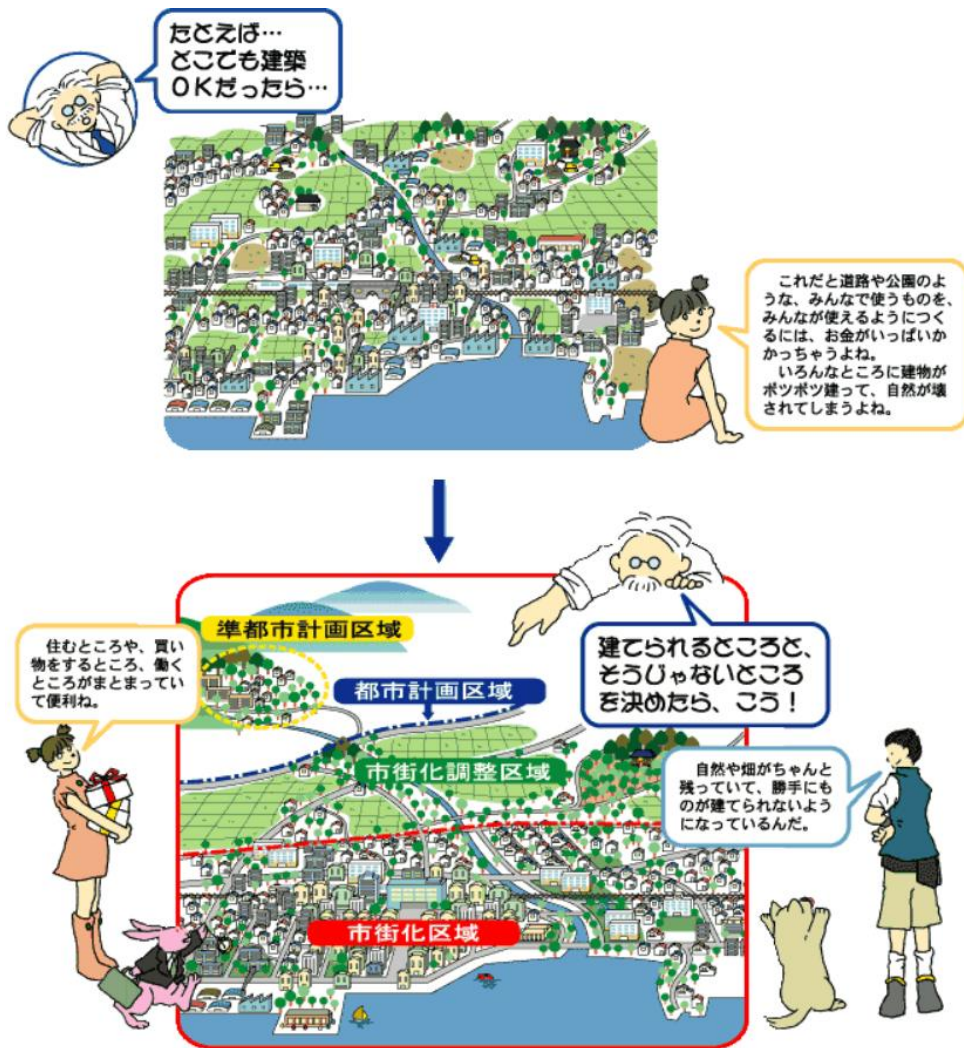
※今回の調査対象区は全て「市街化調整区域」です。



### 市街化区域への編入とは

「市街化調整区域」を「市街化区域」へ変更 (見直し) すること

# 参考：建物を建てられるところと、建てられないところ



国土交通省 都市局 都市計画課「みんなで進めるまちづくりの話」より

# 参考：市街化区域への編入の主なメリット、デメリット



(参考)市街化区域編入の主なメリット・デメリット	
メリット	デメリット
一定の条件の中で土地活用(売る・貸す・自己活用)が可能となる	固定資産税や相続税が増加する
道路・公園等の公共施設が計画的に整備される	新たに都市計画税が課税される
下水道をはじめとした各種インフラが計画的に整備される	土地活用が進むと交通量が増加する

令和5年9月実施「ツインシティ倉見地区まちづくり意向調査」より